

## 教育委員会定例会日程

令和4年（2022年）4月25日

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 議事録署名委員の決定

### 4 議事

#### 日程第1

##### 議案第14号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

#### 日程第2

##### 議案第15号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

#### 日程第3

##### 議案第16号

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)

#### 日程第4

##### 議案第17号

令和5年度使用教科用図書の採択方針について (教育指導課)

### 5 報告事項

(1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】

(資料1 教育部・文化部)

### 6 その他

令和3年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】 (資料2 教育総務課)

令和3年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】

(資料3 教育総務課)

### 7 閉 会

議案第14号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

令和4年4月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐



小田原市郷土文化館協議会委員委嘱替え候補者（案）

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	石井 美佐子
備考	小田原市立片浦小学校校長
委嘱期間	令和 5 年 8 月 3 1 日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	加藤 直樹
備考	小田原市立城南中学校校長
委嘱期間	令和 5 年 8 月 3 1 日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	西村 彰博（元町田小学校校長）

選出区分	学校教育関係者
氏名	高松 宗（元酒匂中学校校長）

## 小田原市郷土文化館協議会委員名簿

任期：令和 3 年 9 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日

役 職	選出区分	氏 名	備 考
委員長	学識経験者	ちよっき はじめ 一寸木 肇	おおい自然園園長（自然：甲殻類）
副委員長	〃	とりい かずお 鳥居 和郎	小田原市文化財保護委員（歴史学）
委員	〃	しのはら さとし 篠原 聡	東海大学准教授（博物館学）
〃	〃	た お まさとし 田尾 誠敏	東海大学非常勤講師（考古学）
〃	〃	たじま よしこ 田嶋 佳子	西相美術協会会長（美術：洋画）
〃	〃	たかはし のりこ 高橋 典子	シルク博物館副館長（民俗学）
〃	〃	やました ひろゆき 山下 浩之	県立生命の星・地球博物館 専門学芸員（自然：地質学）
〃	学校教育関係者	いしい みさこ ○石井 美佐子	小田原市立片浦小学校校長
〃	〃	かとう なおき ○加藤 直樹	小田原市立城南中学校校長

※委員（候補を含む）の敬称略。

※○印が新任委員候補

議案第15号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

令和4年4月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐



小田原市社会教育委員委嘱替え候補者（案）

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	中島 正視
住所	小田原市石橋
生年	昭和37年
備考	城山中学校 校長（小田原・足柄下地区中学校校長会）
委嘱期間	令和4年7月31日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	高橋 大明
住所	小田原市飯田岡
生年	昭和42年
備考	富水小学校 校長（小田原市小学校校長会）
委嘱期間	令和4年7月31日まで

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	野坂 正徑
住所	茅ヶ崎市矢畑
生年	昭和37年
備考	神奈川県小田原児童相談所 所長
委嘱期間	令和4年7月31日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	村上 晃一

選出区分	学校教育関係者
氏名	倉澤 良一

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	山岸 秀俊

## 小田原市社会教育委員名簿（案）

任期：令和 2 年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日

役 職	選出区分	氏 名	備 考
議長	社会教育関係者	木 村 秀 昭 <small>きむら ひであき</small>	小田原市自治会総連合理事
副議長	学識経験者	笹 井 宏 益 <small>ささい ひろみ</small>	玉川大学学術研究所特任教授 国立教育政策研究所フェロー
	学校教育関係者	有 賀 かおる <small>ありが かおる</small>	放課後子ども教室コーディネーター 豊川地区主任児童委員
	社会教育関係者	金 子 和 充 <small>かねこ かずみつ</small>	小田原市公民館連絡協議会会長
	学識経験者	齊 藤 ゆ か <small>さいとう ゆか</small>	神奈川大学学長補佐
	学校教育関係者	○高 橋 大 明 <small>たかはし だいめい</small>	富水小学校校長
	社会教育関係者	高 橋 正 則 <small>たかはし まさのり</small>	公益財団法人小田原市体育協会副会長
	学校教育関係者	○中 島 正 視 <small>なかじま まさし</small>	城山中学校校長
	家庭教育の向上に資する活動を行う者	○野 坂 正 径 <small>のさか まさみち</small>	神奈川県小田原児童相談所所長
	社会教育関係者	平 井 よしかず <small>ひらい よしかず</small>	小田原市青少年健全育成連絡協議会会長
	学識経験者	深 野 あきら <small>ふかの あきら</small>	文化史エッセイスト
	社会教育関係者	箕 輪 ま り <small>みの むり</small>	小田原市P T A連絡協議会幹事

※委員は五十音順。敬称略。

※○印が新任委員候補

議案第16号

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて、議決を求める。

令和4年4月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐



小田原市図書館協議会委員候補者（案）

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	加藤 佳代
住所	南足柄市岩原
生年	昭和42年
備考	小田原市学校図書館協議会 会長（報徳小学校長）
任命期間	令和4年9月30日まで

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	松本 尚子
住所	小田原市
生年	昭和55年
備考	小田原市PTA連絡協議会（早川小副会長）
任命期間	令和4年9月30日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	倉澤 良一

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	飯村 さやか

### 第34期 小田原市図書館協議会 委員名簿（案）

任期 令和2年10月1日～令和4年9月30日

役職	選出区分	氏名	備考
委員長	学識経験のある者	野 ぐち たけ のり 口 武 悟	専修大学文学部教授
副委員長	学校教育の関係者	おお つか さとみ 大 塚 さとみ	小田原市学校図書ボランティア 連絡会代表
委員	学校教育の関係者	○か とう か よ 加 藤 佳 代	小田原市学校図書館協議会会長 小田原市立報徳小学校長
〃	社会教育の関係者	きた がわ あや こ 北 河 文 子	小田原の図書館を考える会
〃	市民公募	たけ だ なお こ 武 田 尚 子	
〃	市民公募	の むら とも ひろ 野 村 朋 弘	
〃	教育の向上に資する活動を行う者	○まつ もと なお こ 松 本 尚 子	小田原市PTA連絡協議会 早川小副会長
〃	学識経験のある者	ま み つか あき ひさ 馬見塚 昭 久	小田原短期大学保育学科准教授

※委員（候補を含む）は五十音順 敬称略

※○印が新任委員候補

議案第 17 号

令和 5 年度使用教科用図書の採択方針について

令和 5 年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐



# 教科用図書採択方針(案)

小田原市教育委員会

## 1 令和5年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小田原市立小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録(令和5年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 令和5年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償法」という。)第14条の規定に基づき、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。  
中学校は、無償法第14条の規定に基づき、令和2年度に採択(社会(歴史的分野)を除く。)した教科用図書と同一のものを採択する。社会(歴史的分野)は、無償法第14条の規定に基づき、令和3年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。  
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。
- (3) 採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択に至る経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する。

## 2 教科用図書採択基準について

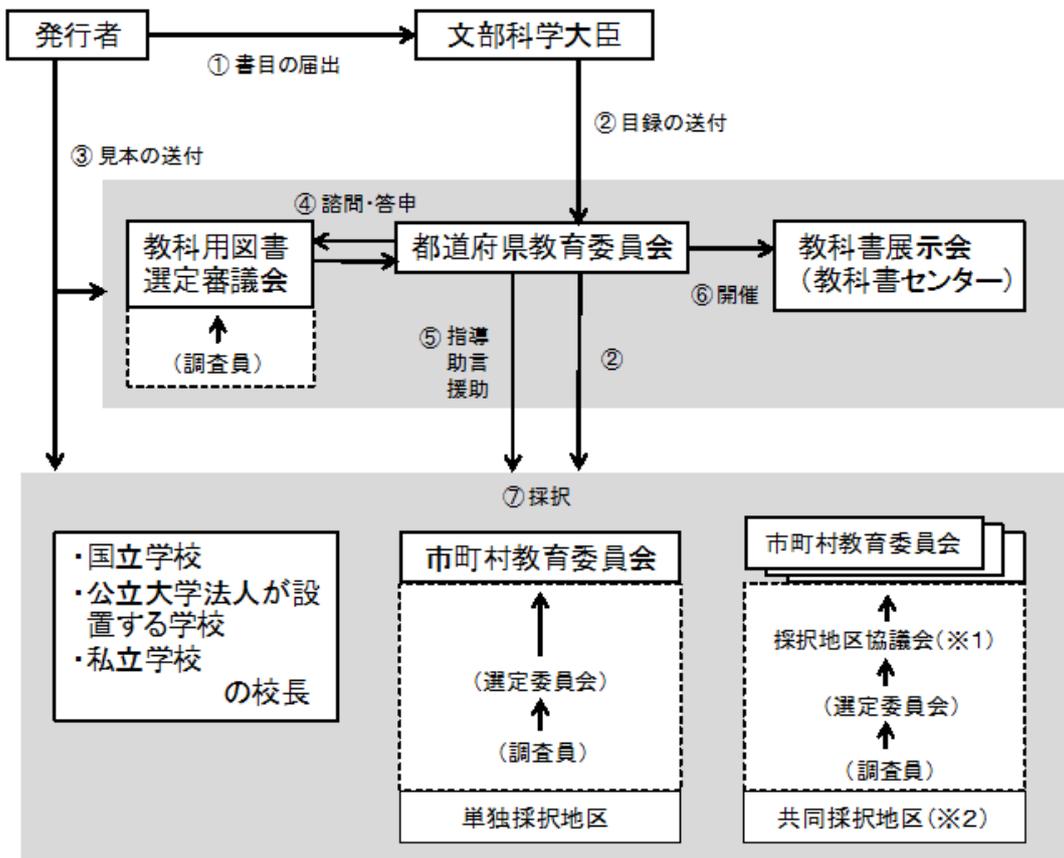
- (1) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (2) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

参 考

令和5年度使用教科用図書採択のスケジュール

会 議 名	日時・場所	出 席 者	内 容
教育委員会定例会	4 / 25 (月) 19 時 00 分～ 市役所大会議室	教育委員	・教科用図書採択 方針の決定
教科書展示会	6 / 10 (金) ～ 6 / 29 (水) 9 時 00 分～17 時 00 分 合同庁舎 2 F G 会議室	一般市民・教員 教育委員会関係者	
教育委員会定例会	7 月下旬 市役所大会議室 (予定)	教育委員	・採択協議 及び決定

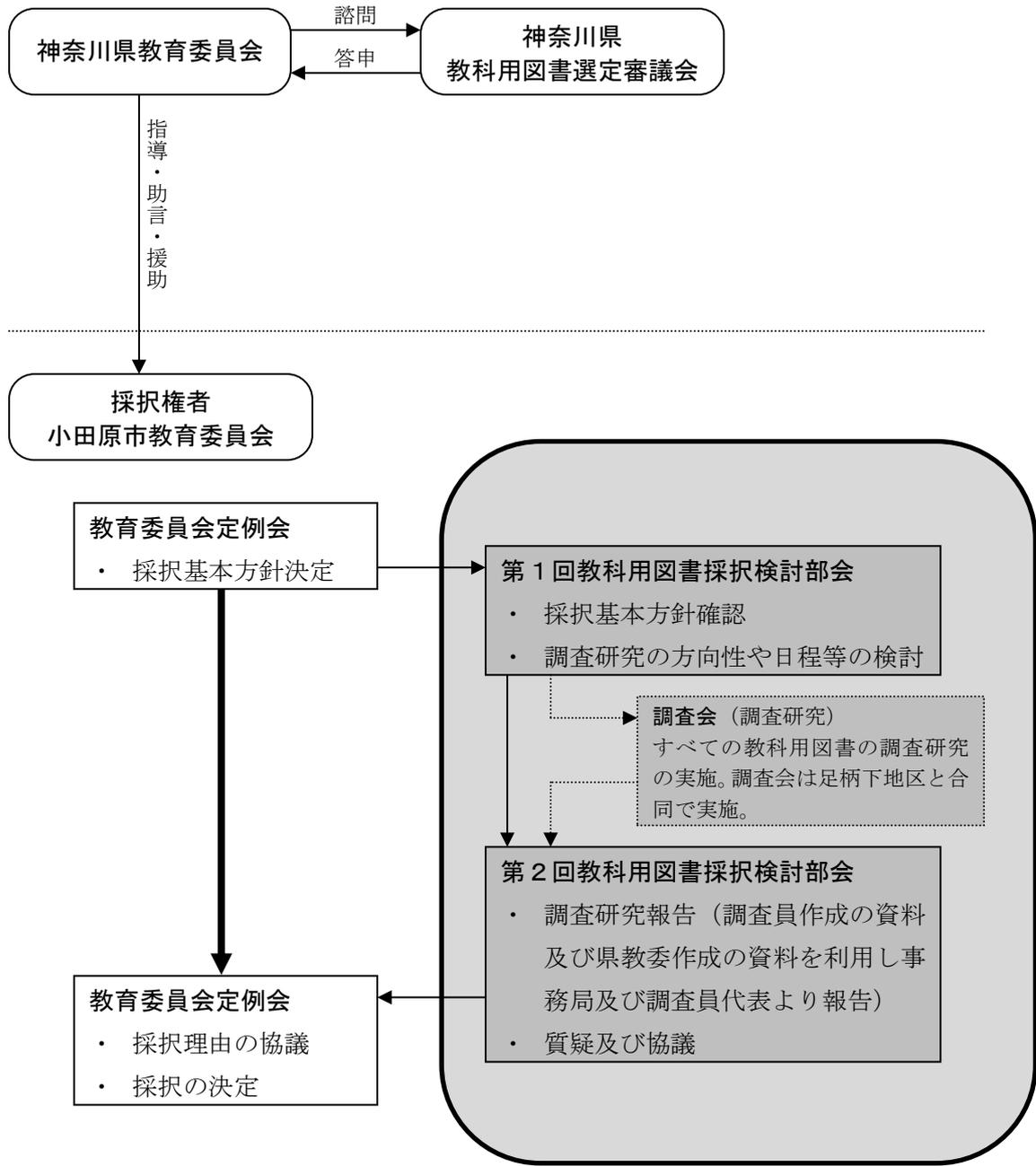
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
  - 地教行法第 21 条第 6 号
  - 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
  - 地教行法第 48 条
  - 無償措置法第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
  - 無償措置法施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
  - 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和5年度使用教科用図書採択までの流れ



※実施せず

# ※主な根拠法令

(別紙3)

## 採択の権限

地教行法第21条第6号

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

発行法第7条第1項

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

## 採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条

## 第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域

又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項  
(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第12条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第12

条第1項の規定を適用する。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかったこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

発行法第4条、第5条、第6条

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かななければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

## 令和 4 年 3 月 定 例 会 日 程

第 1 日 目	2 月 1 6 日	水	本 会 議	補正予算上程、提案説明、質疑、常任委員会付託 陳情等常任委員会付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明	
第 2 日 目	2 月 1 7 日	木	(休会)	(代表質問通告締切=17 日正午)	
第 3 日 目	2 月 1 8 日	金		(18 日=総務常任委員会)	
第 4 日 目	2 月 1 9 日	(土)			
第 5 日 目	2 月 2 0 日	(日)			
第 6 日 目	2 月 2 1 日	月		(21 日=厚生文教常任委員会)	
第 7 日 目	2 月 2 2 日	火		(22 日=建設経済常任委員会)	
第 8 日 目	2 月 2 3 日	(水)		(23 日=天皇誕生日)	
第 9 日 目	2 月 2 4 日	木		(24 日=委員長報告書検討日)	
第 1 0 日 目	2 月 2 5 日	金			
第 1 1 日 目	2 月 2 6 日	(土)			
第 1 2 日 目	2 月 2 7 日	(日)			
第 1 3 日 目	2 月 2 8 日	月			
第 1 4 日 目	3 月 1 日	火		本 会 議	各常任委員長審査結果報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 各派代表質問
第 1 5 日 目	3 月 2 日	水		各派代表質問、予算特別委員会付託 予算特別委員会 (3 日～24 日)	
第 1 6 日 目	3 月 3 日	木	(休会)	予特 (議会費、総務費、公債費、予備費)	
第 1 7 日 目	3 月 4 日	金		予特 (総務費、民生費)	
第 1 8 日 目	3 月 5 日	(土)			
第 1 9 日 目	3 月 6 日	(日)			
第 2 0 日 目	3 月 7 日	月		予特 (衛生費、特別会計、企業会計)	
第 2 1 日 目	3 月 8 日	火		予特 (労働費、農林水産業費、商工費、特別会計)	
第 2 2 日 目	3 月 9 日	水		(9 日=中学校卒業式)	
第 2 3 日 目	3 月 1 0 日	木		予特 (土木費、消防費、特別会計、企業会計)	
第 2 4 日 目	3 月 1 1 日	金		予特 (教育費、特別会計)	
第 2 5 日 目	3 月 1 2 日	(土)			
第 2 6 日 目	3 月 1 3 日	(日)			
第 2 7 日 目	3 月 1 4 日	月		予特 (現地視察)、(総括質疑通告締切 午後 3 時)	
第 2 8 日 目	3 月 1 5 日	火			
第 2 9 日 目	3 月 1 6 日	水			
第 3 0 日 目	3 月 1 7 日	木		(17 日=幼稚園卒園式)	
第 3 1 日 目	3 月 1 8 日	金		予特 (総括質疑)	
第 3 2 日 目	3 月 1 9 日	(土)			
第 3 3 日 目	3 月 2 0 日	(日)			
第 3 4 日 目	3 月 2 1 日	(月)		(21 日=春分の日)	
第 3 5 日 目	3 月 2 2 日	火		予特 (総括質疑・採決・とりまとめ)	
第 3 6 日 目	3 月 2 3 日	水		(23 日=小学校卒業式)	
第 3 7 日 目	3 月 2 4 日	木		予特 (委員長報告書検討日)	
第 3 8 日 目	3 月 2 5 日	金		本 会 議	予算特別委員長審査結果報告、採決

※ 告示/請願・陳情受付締切 2月9日(水)

※ 議会運営委員会 2月10日(木)

## 厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和4年1月27日実施

### 1 所管事務調査

#### （1）報告事項

- ・ 損害賠償請求事件について

令和4年2月21日実施

### 1 議題

#### （1）議案

- ・ 議案第2号 令和3年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

→ 【結果】 常任委員会「可決すべきもの」 — 本会議「原案可決」

### 2 所管事務調査

#### （1）報告事項

- ・ 小田原市立幼稚園の今後の対応について
- ・ 学校給食センター整備事業公募型プロポーザルの審査結果について

質問順 1 誠風 7番 宮原元紀

- 3 市政運営の基本方針について
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア 質の高い学校教育について
    - イ 水泳授業及び学校プールのあり方について
    - エ 家庭教育支援について
    - オ 子どもたちの生活環境の確保と安全対策について
    - カ 小田原市学校給食センターについて

質問順 2 誠新 27番 俵 鋼太郎

- 4 教育・子育てについて
  - (1) 小田原版STEAM教育について
  - (2) 民間スイミングスクールの活用について
  - (3) 幼保一元化の取組について

質問順 4 日本共産党 23番 横田英司

- 3 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア 質の高い学校教育について
    - イ 家庭教育支援条例の調査研究の目的について

質問順 5 志民・維新の会 2番 鈴木敦子

- 5 教育・子育て
  - (1) 質の高い学校教育について
  - (2) 新しい学校づくり推進基本方針について
  - (4) 子どもたちの生活環境の確保と安全対策について
- 6 地域経済
  - (4) 地域経済振興戦略ビジョン・観光戦略ビジョンについて
    - イ 観光戦略ビジョンにおける石垣山一夜城跡の再興と観光施設の開設について
- 7 歴史・文化
  - (1) 歴史・文化資源の活用等について
  - (2) 御用米曲輪等の整備スケジュールについて
  - (3) 城内民有地の状況と活用について
  - (7) 多文化共生の推進について

質問順 6 緑風会 13番 鈴木紀雄

- 3 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア オンライン授業の取組について
    - イ 小中学校における学校プールのあり方について
  - (5) 歴史・文化について
    - エ 外国語教育について

質問順 7 個人質問 22番 小谷英次郎

- 3 重点施策の取組
  - (2) 教育・子育てについて
    - ア 家庭教育支援条例について

\*代表質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
誠風 宮原 元紀 議員	新型コロナウイルス対策にウツイルテス	教育長	新型コロナウイルス感染症対策の4本の柱のうち「教育を守る」の具体的な取組について伺う。	学校現場の感染症対策に必要な物品については、校長の裁量で整備できるよう、これまで3回の補正予算等で措置してきた。 学びの保障としては、前倒して整備した1人1台の学習用端末を用い、登校を控える児童生徒へ授業のライブ配信、学級閉鎖時のオンライン学習等、ICTの活用を図っている。 また、希望する教職員へのワクチン先行接種を行った。 令和4年度に向けては、これまでの取組を継続しつつ、家庭でのICT活用が進むように環境の整備を行っていく。
	質の高い学校教育について	教育長	文部科学省が掲げる「学校教育におけるSTEAM教育等教科横断的な学習の推進」の概要について伺う。	国の教育再生実行会議第11次提言において、STEAM教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育」としている。 令和3年1月26日の中央教育審議会答申では、小中学校においてSTEAM教育に取り組む際には、土台となる教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育などの充実に努めるとともに、児童生徒自身が主体的に探究方法等を設定することが重要とされている。
		教育長	STEAM教育において小田原版とする意義について伺う。	STEAM教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育であり、本市が目指しているより良い地域社会を創る力（社会力）の育成にも繋がるものと考えている。 本市には豊かな歴史や文化、産業、自然があり、これまでも本市小中学校では地域素材を学習の対象としてきた。 このことから、STEAM教育の研究開発にあたっては、小田原の地域素材を切り口とすることで、実体感のある学びを展開できると考え小田原版STEAM教育とした。
		教育長	小田原版STEAM教育の研究・開発体制と実施までのスケジュールについて伺う。	小田原版STEAM教育の研究・開発にあたっては、本市教育研究所において市立学校の教職員数名を研究員として委嘱する共同研究とするとともに、大学教授等専門家から助言を受ける予定である。 今後のスケジュールとしては、令和4年度から3年間を研究・開発期間とし、令和7年度から市内小中学校で展開していく計画である。
	方校水にプ泳つー授業ての及び学	教育長	水泳授業における民間スイミングスクールの活用のような、教育の場における専門家の活用について見解を伺う。	教育の場では、令和4年度に取り組む水泳授業における民間スイミングスクールの活用のほか、小中学校への外国語指導助手の派遣や部活動指導員の配置等、いくつかの分野で専門家の活用を進めているところである。 こうした専門家の活用は、より専門的な指導が可能となるほか、部活動においては、技術指導や校外活動の引率を指導員が行うことにより、教職員の負担軽減にも効果的であると考えている。
	子どもたちの生活環境の確保と安全対策について	教育長	安心・安全な通学路を実現するための本市としての基本的視点について伺う。	本市の通学路の安全確保は、校長会、PTA、警察、道路管理者など関係機関で構成する小田原市通学路交通安全推進会議で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき行っている。 この中で、交通安全に関する情報を関係機関相互に提供・共有することや、小学校区単位で組織されている「安全対策会議等」と連携して、安全点検・安全確保を図ることとしている。 また、継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関相互に連携して、点検、対策の実施、効果の検証、対策の改善をPDCAサイクルとして、繰り返し、安全性の向上を図っている。
		教育長	通学路の安全確保に向けた現状の課題について、どのように捉えているのか伺う。	通学路の安全対策について、各学校の安全対策会議などからの要望全てに答えることができないなどの課題がある。 例えば、注意喚起の看板の設置場所が物理的に確保できない、また、民地の壊れた塀の修復などは行政の対応できる範囲を超えているなどである。 これ以外にも、改善要望した関係機関の予算や優先順位などから、改善に時間を要する場合もある。 このような場合は、看板の替りにステッカーで対応するなど、できるだけ代替案を検討し、通学路の安全対策の実施を図っている。
		教育長	令和4年度における通学路の安全点検について、どのように実施していくのか伺う。	令和4年度も引き続き、各学校では、通学路の安全確保に関する取組方針を定めた「小田原市通学路安全プログラム」に基づき、PTAや地元自治会、警察などとともに、通学路の合同点検を実施する。 その結果を受け、教育委員会では、道路管理者や警察、市関係課などに改善を依頼し、通学路の具体的な安全対策の実施を図っていく。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
誠風 宮原 元紀 議員	小田原市学校給食センターについて	教育長	学校給食の提供方式には単独調理場方式、共同調理場方式、親子方式、デリバリー方式などの形態がある。本市では学校給食センター再整備後の学校給食の提供方式をどのように考えているのか伺う。	本市では、単独調理場方式と共同調理場方式を併用している。 小学校20校は単独調理場方式により、その他の小学校5校、中学校11校及び幼稚園2園は共同調理場方式で提供している。 現在、再整備を進めている学校給食センターは、整備後も引続き現行の中学校8校が対象となる。 平成26年度の「小田原市学校給食のあり方検討委員会」において、学校給食は、単独調理場方式が望ましいとされたため、単独調理場方式で提供している小学校については、今後もこの方式を継続することを基本に考えている。
		教育長	学校給食を通して、「美食のまち小田原」との連携の可能性を伺う。	本市の学校給食では、地元の食材を活用したかます棒、梅丸ラーメン、おだわらっ子おでんなどの小田原献立や、かまぼこ丼などのかまぼこ献立といった小田原ならではの献立づくりを推進している。 「美食のまち小田原」については、豊かな地域資源を最大限活用することとしており、学校給食と共通するところがある。 今後、学校給食における食育の取組を通して、連携できる部分があれば、可能性を探ってまいりたい。
誠新 俵 鋼太郎 議員	M小 教田 育原 に版 つS てT てE A	教育長	小田原版STEAM教育とは何かを伺う。	STEAM教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育であり、本市が目指しているより良い地域社会を創る力（社会力）の育成にもつながるものと考えている。 本市には豊かな歴史や文化、産業、自然があり、これまでも本市小中学校では地域素材を学習の対象としてきた。 このことから、STEAM教育の研究開発にあたっては、小田原の地域素材を切り口とすることで、実体感のある学びを展開できると考え小田原版STEAM教育とした。
	にス民 つく間 いース てルイ のミ 活用 グ	教育長	どのような形で民間のスクールの活用を考えているのか、また、学校施設の老朽化を見据えた将来に向けた試行なのか。	令和4年度に試行的に実施しようとしている水泳授業は、新玉小学校において、近隣の民間スイミングスクールを活用するものであり、児童を2学年ごとの3グループと特別支援学級1グループの計4グループに分け、5月から7月に、それぞれ60分の授業を5コマ実施する予定である。 実施後には、児童や教職員へのアンケート等を通して効果や課題を検証し、施設の老朽化を見据えた学校プールのあり方の検討につなげてまいりたい。
日本共産党 横田 英司 議員	質の高い学校教育について	教育長	質の高い教育とは何か、所見を伺う。	質の高い教育については様々な考え方があると思うが、教育委員会としては、学校において、子供たちが人やもの、様々な出来事との関わりや体験を通して互いの良さを認め合い、自己肯定感を高め、自分の考えを構築できるようにすることを目標としている。 このことは、子供一人一人が自分を輝かせて充実した人生を送ることで、よりよい地域社会を創る力、すなわち社会力を育成することにつながるものである。
		教育長	小田原版STEAM教育やステップアップ調査が、質の高い学校教育に資すると考える理由について伺う。	小田原版STEAM教育は、小田原の豊かな地域素材を切り口として実社会の問題発見・解決に生かしていく教科横断的な教育で、本市が目指す「社会力の育成」につながるものである。 ステップアップ調査は、児童生徒の学力の伸びに着目した客観的データをもとに授業を評価・検証することが可能となるため、授業の質の向上につながるものである。 このようなことから、いずれの取組も質の高い教育に資するものと考えている。
		教育長	少人数学級の推進を重点的に進めるべきと考えるが、所見を伺う。	少人数学級の推進は、きめ細かな支援や指導が可能となり、一人一人のより最適な学びの実現に寄与するだけでなく、教員1人が受け持つ児童数が少なくなることから、教員の負担軽減にもつながるものと考えている。 少人数学級の推進は、本来、国が行うものであるが、本市では、少人数指導スタッフを配置して、令和3年度以降順次、国より1年前倒しして35人学級の実施を進めている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
志民・維新の会 鈴木 敦子 議員	質の高い学校教育について	教育長	質の高い学校教育とは、どのようなものか小田原市の見解を伺う。	質の高い教育については様々な考え方があると思うが、教育委員会としては、学校において、子供たちが人やもの、様々な出来事との関わりや体験を通して互いの良さを認め合い、自己肯定感を高め、自分の考えを構築できるようにすることを目標としている。 このことは、子供一人一人が自分を輝かせて充実した人生を送ることで、よりよい地域社会を創る力、すなわち社会力を育成することにつながるものである。
		教育長	ステップアップ調査について、令和3年度実施したことによる教育委員会としての成果を伺う。	令和3年度から開始した本調査は、児童生徒一人一人の学力の伸びを把握することにより、学習支援や教員の授業改善につなげていくもので、令和4年度以降、前年度との比較が可能になるため、一人一人の伸びを把握し、結果を指導や支援に生かすことができる。 令和3年度は、教育委員会が継続的に訪問し、調査結果の分析や活用を含めた研究のサポートを実施した。 調査実施校からは、授業づくりに対する教員の意識が向上しているとの声が上がっている。
		教育長	小田原版STEAM教育とは、どのようなものか伺う。	STEAM教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育であり、本市が目指しているより良い地域社会を創る力（社会力）の育成にもつながるものと考えている。 本市には豊かな歴史や文化、産業、自然があり、これまでも本市小中学校では地域素材を学習の対象としてきた。 このことから、STEAM教育の研究開発にあたっては、小田原の地域素材を切り口とすることで、実体感のある学びを展開できると考え小田原版STEAM教育とした。
		教育長	コロナ禍における、学習用端末の活用状況と課題について伺う。	小中学校では、学級閉鎖などの際、児童生徒が主体的に取り組むドリル学習、授業のライブ配信やオンライン上での課題のやり取りを実施するほか、朝の会や健康観察等の活用が進んでいる。 課題としては、家庭の通信環境や各学校の取組が児童生徒、教職員のスキル等によって足並みがそろっていない点などがあげられる。
	新しい学校づくり推進基本方針について	教育長	新しい学校づくり推進基本方針の策定に当たって検討する項目はどのようなものがあるか。	新しい学校づくり推進基本方針は、本市の学校教育のあり方を踏まえ、子供たちにとって望ましい教育環境づくりの基本的な考え方をまとめるものである。 策定に当たっては、本市の小中学校の現状と課題、学校教育のあり方等を整理し、児童・生徒数の推計や保護者、教職員等へのアンケートを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や新しい学校施設に必要な機能などについて検討することとしている。
		教育長	新しい学校づくり推進基本方針の策定に当たり重視することは何か。	学校は子供たちが学び生活する場であるとともに、地域コミュニティの拠点や避難所等としても利用される多機能な施設であり、推進基本方針で教育環境の基本的な考え方を整理する段階から、市民との課題の共有や合意形成が重要になると考えている。 その上で、教育委員会としては、子供たちにとって望ましい教育環境とは何か、子供たちにとって学校はどうあるべきかという視点を最優先したいと考えており、アンケートや意見交換会などを通じて丁寧に市民合意を図りながら、検討を進めてまいりたい。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
志民・維新の会	子どもたちの生活環境の確保と安全対策について	教育長	特別教室及び屋内運動場への空調設備の設置について、現在の進捗状況及び今後の計画を伺う。	特別教室については、1校当たり4教室程度設置することを基本として計画的に整備しており、現時点では、4分の1程度の学校で整備が完了し、今後も順次進めていくこととしている。 屋内運動場への設置については、広域避難所の環境改善の面からも望ましいと考えているが、大空間のため、大規模な設備が必要となり、設置方法やスペースの確保が難しいことなどが課題となっている。
		教育長	通学路の安全対策について、関係機関と連携をしているのか伺う。	各学校では、通学路の安全確保に関する取組方針を定めた「小田原市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、PTAや地元自治会、警察などとともに、通学路の合同点検を実施している。 合同点検の結果は、参加者などで協議を行い、対策が必要な箇所については、教育委員会に要望書が提出される。 これを受けて教育委員会では、道路管理者や警察、市関係課など関係機関に改善を依頼し、具体的な安全対策の実施を図っている。
		教育長	学校給食センター再整備後の学校給食の実施方法について考えを伺う。	学校給食センターは再整備後も、対象とする中学校は現行の8校となるが、今後の食数減少に伴い、将来的には、共同調理場3場の中学校分を給食センターに移行し、全ての中学校を整備後の給食センターに集約する計画としている。 平成26年度の「小田原市学校給食のあり方検討委員会」では、学校給食は、単独調理場方式が望ましいとされており、現在単独調理場方式で実施している小学校については、今後もこの方式を継続することを基本に考えている。
鈴木 敦子 議員	多文化共生の推進について	教育長	市立幼稚園、小中学校への外国語指導助手配置について現状と今後の方向性について伺う。	令和3年度は、業務委託により外国語指導助手8名を市立小中学校、幼稚園へ派遣し、年間で小学3～6年生の各学級に25～30時間程度、中学校の各学級に8～10時間程度、各幼稚園に3日程度、教員と一緒に授業等を行っている。 外国語指導助手と触れ合い、直接学ぶことによって、言語や文化について体験的に理解したり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が身に付いたりする良さがある。 学校からも、外国語指導助手の派遣回数増加について要望があることから、今後増員を検討してまいりたい。
		教育長	施政方針にある「生きた外国語や海外の文化」について、幼稚園や小中学校の教育活動で扱う言語や国、地域について伺う。	小中学校において外国語の学習は、小学5、6年生と中学1～3年生は教科として「外国語」、小学3、4年生は教科以外の活動として「外国語活動」が位置付いており、本市では英語を学習している。 また、児童生徒の国際理解を図るため外国語の学習以外に、総合的な学習の時間等で、海外の文化や生活様式などに触れ、児童生徒が異文化を尊重し、共生できる態度を育成しており、その際には、様々な国や地域を扱っている。
		教育長	施政方針に「言語や文化への理解の深化」とあるが、具体的にどのように捉えているのか伺う。	子供たちの国際理解を図っていくためには、言語や文化について知識として学ぶだけではなく、人々の考え方などにも触れ、広い視野をもって理解し、互いの文化的違いを認め合い、共に生きていこうとする姿勢をもつことが大切である。 市内小中学校では、地域のホテルで働く外国人との交流やオンラインを活用しオーストラリアの学生と交流を行った学校があるが、このように直接的に対話し考えを聞くことで生きた外国語に触れ、異文化を感じることは、子供たちの理解をさらに深いものにするに捉えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
緑風会 鈴木 紀雄 議員	オンライン授業の取組について	教育長	学級閉鎖等でのオンライン授業の現状分析について伺う。	市内小中学校において学級閉鎖等が発生した場合、児童生徒の学習保障の観点から、教育委員会は学校に対してICTを効果的に活用するよう求めている。 具体的な取組としては、児童生徒が主体的に問題に取り組むドリル学習、授業のライブ配信やオンライン上での課題のやり取りを実施するほか、朝の会や健康観察等も行っていると考えている。 各学校の取組は、児童生徒の学年の違いや教師のスキルによって足並みがそろっていないところもある。
		教育長	学級閉鎖等でのオンライン授業の今後の取組について伺う。	学習用端末の活用については、令和6年度まで段階的に目標を定めた計画を作成し、環境の整備と教職員の研修やサポート体制の充実とともに、家庭での活用も進めていく予定である。 また、教育研究所においてICTを活用した学びのあり方の研究を進めており、その成果を学校現場に展開していく。 これらの取組により、児童生徒や教職員のICTを活用する機会が増え、スキルが高まることによって、オンラインでの学習がより充実していくものと捉えている。
	つ校小 いプ中 一学 校の 校に あり 方 に 学	教育長	小中学校における学校プールは、廃止も視野に入れて検討すべきと思うが、今後どのように取り組んでいくのか。	小中学校のプールは、施設の老朽化が進んでいるほか、授業の実施が天候に左右されることや、施設の維持管理に係る教職員の負担が大きいことなど多くの課題がある。 既に学校プールを廃止している自治体があることも承知しているが、まずは令和4年度に、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を試行的に実施した後、児童や教職員へのアンケート等を通して効果や課題を検証し、本市における学校プールのあり方の検討につなげてまいりたい。
	外国語教育について	教育長	生きた外国語を習得するために本市独自の施策を考えるべきと思うが、外国語学習環境の整備についての見解を伺う。	本市の小学校では、地域のホテルで働く外国人との交流や、オンラインでオーストラリアの学生とクイズを出し合った事例があり、中学校では、生徒が英語で小田原の紹介動画を作成し、オーストラリアの学生に送り、オンラインで交流した事例がある。 こうした教育実践を全市的に広め、子供達が生きた外国語に触れることは大切であると考えている。 そのために、外国語指導助手の派遣、小学校に英語専科非常勤講師の配置、ICTの活用の推進等を行い、外国語の学習環境のさらなる充実に努めていく。

### \*代表質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
宮原 元誠 紀風 議員	家庭教育支援について	市長	家庭教育支援に関する講演会等の開催について、従来と比べどのような改善を図って実施されるのか伺う。	毎年、保護者を対象に、時宜に合ったテーマを設定し、家庭教育の重要性を啓発する家庭教育講演会を行っている。 直近では、「家庭で取り組むマネー教育」、「コロナ禍での新しい生活様式における家庭教育」、「事故防止の基本は家庭教育」というテーマで開催し、アンケート調査結果によると、ほとんどの参加者から、参加して満足だったという回答をいただいている。 令和4年度は令和3年度に引き続き、若い保護者がより参加しやすいよう土曜日に開催するほか、保護者の関心が高いテーマを設定するなど、工夫を凝らしながら開催したいと考えている。
日本共産党 横田 英司 議員	家庭教育支援条例の調査研究の目的について	市長	各地で問題が指摘され、多くの反対意見が住民から出されている状況で、今回、提案された、きっかけは何か伺う。	家庭教育支援については、私自身、以前から非常に関心を持っており、政策集、2030ロードマップにも掲げ、地域社会や行政、学校、事業者等が家庭の支えとなり、社会全体で子育てや家庭教育を支援する取組を検討するため、新総合計画に取り上げたものである。
		市長	家庭教育支援条例の制定について、市民から要望があったのか伺う。	条例制定の陳情や要望書等は、受けたことはないが、家庭教育支援条例については、総合教育会議や市議会などにおいて、度々議論させて頂いているところである。 家庭教育を支える環境が大きく変化中、子育てに悩みや不安を抱えつつ、自ら学びの場や相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も存在している。 多様化する家庭環境に対し、社会全体での家庭教育を支える仕組みづくりが必要であると考えている。
		市長	家庭教育支援条例の調査研究とは何をやるのか、そこに制定の可否の判断も含まれるのか伺う。	この調査研究については、家庭教育支援条例を制定している他自治体の事例等を調査しつつ、子ども家庭庁の創設など、国の動向も見据えながら、効果的な家庭教育の支援のあり方について研究を進めるものである。 また、条例制定の必要性についても、この中で検討して行く。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
志民・維新の会 鈴木 敦子 議員	再興と観光施設に光交い流て施設のの	市長	石垣山一夜城について、天守を再興するといった取組みは可能なか伺う。	石垣山一夜城跡(あと)は、国指定史跡に指定されており、現存する石垣は戦国時代の城郭を理解する上で歴史的な価値が非常に高いことから、遺構の保護はもちろん、来場者の安全確保のために、石垣の保全対策等を行っているところである。 天守の復元は、意匠や構造が分かる絵図等の資料が不足していることなどから、現状では困難な状況にあると認識している。
	歴史・文化資源の活用等について	市長	施政方針に「歴史的価値の高い小田原城跡等の史跡の保存・活用を図るため」とあるが、小田原城跡等の等とは、どこのことなのか伺う。	史跡小田原城跡等とは、史跡小田原城跡のほか、国の史跡に指定されている、早川地区の史跡石垣山と史跡江戸城石垣石丁場跡のことである。 これら3つの国指定史跡については、本市の貴重な歴史資産なので、しっかりと後世に引継いでいくため、史跡の適切な維持管理と整備・活用を進めていく。
		市長	施政方針にある「将来の小田原城天守等のあり方に関する調査研究を進めてまいります。」とあるが、小田原城天守等の等とは具体的にどこを考えているのか。また将来の小田原城天守等のあり方については、どのような組織でどのように調査研究を進めていくのか伺う。	施政方針にある「小田原城天守等」とは、小田原城天守閣や、現在整備を進めている御用米曲輪をはじめ、史跡小田原城跡全体を示したものである。 小田原城天守については、学識経験者や有識者等を交えて、現存する天守模型や絵図等のさらなる解析を進めるとともに、御用米曲輪などについては、史跡小田原城跡調査・整備委員会の御意見をいただきながら進めていく。
		市長	史跡石垣山と史跡江戸城石垣石丁場跡も歴史・文化遺産と考えるが、施政方針に記載がないのは重点施策ではないのか伺う。	施政方針にある、歴史的価値の高い小田原城跡等の等とは、史跡石垣山及び史跡江戸城石垣石丁場跡のことを指している。 史跡石垣山及び史跡江戸城石垣石丁場跡(あと)も、歴史的価値の高い史跡であり、新総合計画においても、史跡石垣山と史跡江戸城石垣石丁場跡について、保全対策や将来的な保存活用に向けた取組を計画的に進めていくこととしている。
	御用米曲輪等の整備について	市長	史跡小田原城跡御用米曲輪の整備スケジュールはどうなっているのか伺う。	御用米曲輪については、江戸時代の史料や発掘調査の成果を基に整備を進めているが、平成30年度には北西土塁の整備が完了し、現在、北東土塁上の蔵跡の整備を行っているところである。 御用米曲輪の整備については、2030年を目途に進めていくことを考えているが、小田原北条氏時代の重要な遺構である建物跡や庭園跡が発見されたこともあり、今後の整備やその進め方については、文化庁や学識経験者等の意見を踏まえながら、さらに検討していく。
	城内民有地の状況と活用について	市長	城内地区の公有地化した土地の状況と、これらの土地の活用について伺う。	城内地区の史跡指定地については、現在その約5割を公有地化している。 文化庁の補助金を得て公有地化したこれらの史跡指定地については、駐車場や各種イベント会場などとして利用する場合、目的外使用による、補助金返還の対象となってしまう。 土地の活用についてはこうした制約があるものの、本格的な史跡整備には時間を要することから、市民や来訪者の皆様が史跡を学び、史跡に親しめるような工夫を凝らしながら、活用していきたいと考えている。
小谷 英次郎 議員	家庭教育支援条例について	市長	本条例は、子どもを家庭に閉じ込めるための条例なのか、社会全体で育てるためのものなのか、認識を伺う。	近年、家庭を取り巻く状況が大きく変化し、家庭をめぐる問題の深刻化が指摘されている。 先行する自治体では、地域社会や行政、学校、事業者等がそれぞれの役割を果たし、日々子どもを守り育てる保護者を社会全体で支援することを目的に、家庭教育支援条例を制定している。 本市で制定する場合においても、他市と同様に、保護者を社会全体で支援することを目的とした条例になるものと考えている。

予算特別委員会総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 2 誠風 井上昌彦委員

- 6 (款) 10教育費 (項) 2小学校費 (目) 1 学校管理費における校庭芝生管理事業について  
(1) 三の丸小学校芝生化事業費について
- 7 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における新しい学校づくり推進事業について  
(1) 新玉小学校水泳授業実施委託について

質疑順 4 公明党 楊 隆子委員

- 3 (款) 10教育費 (項) 2小学校費 (目) 1 学校管理費における小学校給食調理施設・設備整備事業について  
(1) 給食調理場空調設備設置工事の今後について

質疑順 6 志民・維新の会 鈴木美伸委員

- 4 (款) 10教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 3 文化財保護費における史跡石垣山保全対策事業について  
(1) 今後の史跡石垣山の整備について  
(2) メディアを使った史跡石垣山のPRの充実等について

質疑順 7 志民・維新の会 安野裕子委員

- 7 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における内部事務について  
(1) 小田原市教育大綱・小田原市教育振興基本計画について

質疑順 8 誠新 清水隆男副委員長

- 3 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における教育ネットワーク整備事業について  
(1) 保護者連絡配信システムの効果について  
(2) 小中学校のホームページの活用について

質疑順 9 誠新 池田彩乃委員

- 6 (款) 10教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 1 社会教育総務費のうち家庭教育学級事業について  
(1) 家庭教育の推進について

- 2 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における学力向上支援事業について
  - (1) ステップアップ調査の中止を求めることについて
  - (2) 学力・学習状況調査委託料の現況等について
- 3 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費におけるICT活用教育推進事業について
  - (1) 事業の目的について
  - (2) 児童・生徒、先生の負担とならない対応について
- 4 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における新しい学校づくり推進事業について
  - (1) 新玉小学校水泳授業実施委託の是非について
  - (2) 新しい学校づくり推進基本方針策定支援等の考え方について
- 5 (款) 10教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 1 社会教育総務費における家庭教育学級事業について
  - (1) 家庭教育学級事業の目的について
  - (2) 家庭教育学級事業の状況について
  - (3) (仮称) 家庭教育支援条例に関連することについて

\*予算特別委員会総括質疑（教育部）

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
誠風 井上 昌彦 委員	事業費に小学校について芝生化	教育部長	三の丸小学校芝生化事業費において、散水用スプリンクラーを整備する理由について伺う。	本市では平成21年度から校庭の芝生化を推進しているが、日常的な維持管理、特に夏場の水やりには教職員等に負担がかかることなどから、全面芝生化した小学校は2校のみである。 こうした中、三の丸小学校から、校庭の砂塵、降雨時のぬかるみや土砂流失等の対策として芝生化の依頼があった。 芝生化は、これらの対策に有効であると判断したことから、実施するものである。 芝生化に当たって、学校や地域の負担をできるだけ軽減できるよう、自動で散水できるスプリンクラーを整備することとした。
	新玉委託小学校について水泳授業	教育部長	市全体で水泳授業や学校プールのあり方を定めてから、民間スイミングスクールを活用した水泳授業の試行を実施するべきと思うが、見解を伺う。	民間スイミングスクールを活用した水泳授業については、他市の先行事例では、指導の質の向上、安全性の向上、教職員の負担の軽減、施設管理コストの削減等の効果が報告されている。 市全体で水泳授業や学校プールのあり方を定めることは大切であるが、今回の民間スイミングスクールを活用した水泳授業を試行して、教職員や児童等のアンケートによる効果検証を行うことが、市全体で学校プール等のあり方を検討する上でも、有意義であると考えている。
公明党 楊 隆子 委員	給食調理場空調設備設置工事について	教育部長	給食調理場の空調設備設置工事について、今後の整備計画が示された。調理員の労働環境改善のため、今後、空調設備の設置は、この計画に基づき着実に実施すべきであると思うが、所見を伺う。	近年、温暖化により給食調理場内の室温が夏場に高温となり、調理員にとって、厳しい労働環境となっている。 楊委員ご指摘のとおり、調理員のためにも、また、子供たちに安全安心な給食を提供するためにも、調理場内の労働環境を改善することは重要な課題であると認識している。 このため、今後の調理場への空調設備設置については、今回お示しした計画に基づき、着実に実施してまいりたい。
志民・維新の会 安野 裕子 委員	小田原市教育大綱・小田原市教育振興基本計画について	教育部長	現在の小田原市教育大綱の対象期間が令和4年度までとなった経緯について伺う。	本市の教育大綱は、当初、平成28年度から令和元年度までを対象期間として策定されたものである。 その後、平成30年3月に策定した小田原市学校教育振興基本計画の計画期間を平成30年度から令和4年度までとしたことから、総合教育会議での議論を経て、教育大綱の対象期間を令和4年度まで延長し、振興基本計画の計画期間との整合を図ることとした。 また、教育大綱等を策定するに当たり、参酌する必要がある国の教育振興基本計画の計画期間も令和4年度までとなっているため、改定時期を国と整合させたことも理由の一つである。
		市長	市の総合計画と教育大綱及び教育振興基本計画の関係性について伺う。	教育大綱は、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を、地域の実情に応じて、市長が定めるものである。 教育振興基本計画は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であって、教育大綱の理念を実現するための実行計画である。 市政運営全般の基本方針を示す総合計画に対し、教育大綱や教育振興基本計画は、教育という個別分野の方針や取組を示す個別計画であり、市の最上位計画である総合計画との整合を図りながら策定するものである。
誠新 清水 隆男 委員	保護者連絡配信システムについて	教育部長	現在使用している緊急情報配信システムと今回導入する保護者連絡配信システムの違いと、今回導入するシステムで新たに追加される機能及び経費について伺う。	現行のシステムでは契約上、配信数に上限があるため、緊急情報などの重要なお知らせのみ配信している。 導入予定のシステムには、配信数の制限がなく、これまで紙で配布していた学校からの通常のお便り等もデジタル配信することが可能となる。 また、新たに追加される主な機能では、子どもの欠席や体温などの連絡を保護者のスマートフォン等の端末から学校にオンラインで行えるようになる。 以上のような機能向上を図ることができるが、経費は半分以下となる。
	小中学校のホームページの活用	教育部長	現状の各学校のホームページについて、課題があるとすればどのようなことなのか伺う。	現在、小中学校のホームページは、平成25年度の校務支援システムと同時に導入したシステムで作成しており、内容の更新等の運用は、各学校が行っている。 これまで、学校や保護者等から、学校のホームページに関する意見や要望の声は寄せられていないが、デジタル技術は日々進歩していることから、これに対応していく必要があると考えている。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
日本共産党 田中 利恵子 委員	ステップアップ調査の結果を把握しているのか伺う。	教育部長	ステップアップ調査は答案用紙が戻ってこないが、どうして学力向上と質の高い教育につながるのか伺う。	ステップアップ調査では解答用紙は返却されないが、児童生徒には個人結果票が配付され、自分の学力レベルとその伸びや得意分野・苦手分野などを把握することができる。 さらに、学力レベルに応じた様々な問題が整理された「復習シート」から自分に適した問題を選んで取り組むことができる。 これらのことから、ステップアップ調査の実施は子供たちの学力向上につながると考えている。
	委託先が持つ個人情報保護について、どのように守り切れるのか伺う。	教育部長	委託先が持つ個人情報の保護について、どのように守り切れるのか伺う。	委託先に引き渡す児童生徒の調査用紙には、「個人番号」のみが記載され、委託先において児童生徒の「クラス」や「名前」などを特定することはできない。 また、委託先と取り交わした契約書にも、個人情報の取扱いについて取り決め、委託先の個人情報の管理体制等を確認の上、業務を実施しているところである。
	ICT活用教育推進事業における、個別最適な学びと協働的な学びについて質問があった。	教育部長	ICT活用教育推進事業において、個別最適な学びと協働的な学びの実現によって児童生徒にどのような影響があり、どのように変化を遂げるのか伺う。	「個別最適な学び」は、これまで大切にしてきた「個に応じた指導」を子供の視点から整理したものである。 「協働的な学び」は、児童生徒同士など多様な他者との異なる考えが組み合わさり、よりよい学びを生み出していくものである。 ICTを効果的に活用しながらこれらを実現していくことで、授業がより子供たちを主体としたものとなり、学び続けようとする意欲や豊かな創造性、様々な人と協働しながら課題を解決する力などを育むことができると考えている。
日本共産党 田中 利恵子 委員	児童生徒の負担軽減について、先生方の負担が増える中、ICTはあくまでも授業の補助的な役割であるべきと考えるが、所見を伺う。	教育部長	先生方の負担が増える中、ICTはあくまでも授業の補助的な役割であるべきと考えるが、所見を伺う。	ICTの活用にあたり、新たなスキルを身につけることや効果的な活用の検討など、教員に一定の負担があることは承知している。 教育委員会では、令和6年度までの目標を定めたICT活用の推進計画を示し、計画的に研修やICT支援員の配置などの環境整備を進めることで、ICTの活用が教員にとって過度な負担にならないように配慮している。 また、ICTの活用は「目的」ではなく「手段」であり、これまでの教育実践をベースにしながら効果的にICTを活用し、児童生徒の資質・能力を確かに育てていきたいと考えている。
	新玉小学校水泳授業実施委託について、学校からの移動時や授業中における安全対策をどのように考えているのか伺う。	教育部長	新玉小学校水泳授業実施委託について、学校からの移動時や授業中における安全対策をどのように考えているのか伺う。	今回の授業は、2学年ごとの3グループと特別支援学級1グループに分かれて実施する予定であるが、いずれのグループでも2人以上の教員が児童を引率して、移動時の交通安全に十分配慮することとしている。 また、授業中も、委託事業者において児童の泳力に応じた複数の指導員のほか、監視員を1人配置し、さらに担任の教員も見守りを行うことから、従前の学校プールでの授業よりも安全体制は強化されるものと考えている。
	新しい学校づくり推進事業を進めることで学校が統廃合され、地域が衰退することが懸念されるが、市長はどのように考えているのか。	市長	新しい学校づくり推進事業を進めることで学校が統廃合され、地域が衰退することが懸念されるが、市長はどのように考えているのか。	新しい学校づくり推進事業の中で、子どもたちにとって望ましい教育環境を検討していく上では、学校施設の適正規模・適正配置の議論は避けられないが、それは統廃合が目的ではなく、学校の魅力を高め、教育の質を向上させるために必要であれば、統廃合という選択肢も排除すべきではないという意味である。 具体的な統廃合の議論を始めると、様々なご意見があると思うが、課題を先送りすることなく、市民の皆様としっかり議論をした上で、地域の子供たちにとって最善の策を講ずることが、市長としての私の責務であると考えている。

\* 予算特別委員会総括質疑（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
志民・維新の会	今後の史跡石垣山の整備について	文科部長	今後の史跡石垣山の整備について伺う。	石垣山一夜城跡は、国指定史跡に指定されており、現存する石垣は戦国時代の城郭を理解する上で歴史的な価値が非常に高いことから、遺構の保護はもちろん、来場者の安全確保のために石垣の保全対策等を行っているところである。 令和4年度は、井戸曲輪等石垣保全対策工事を行っていくが、順次石垣山全体の石垣崩落危険個所の保全対策に取り組んでいきたいと考えている。 また、今後策定していく史跡石垣山保存活用計画についても、測量等の準備作業を進めているところである。
	垣メディアのPRを使った史跡石	文化部長	今回のNHKの歴史探偵のような歴史番組に取り上げてもらうなどの取組みを進めるべきだと考えるが、どうか伺う。	NHKの歴史番組「歴史探偵（天下統一 秀吉の一夜城）」の放送を受け、市民からも良い反響があり、史跡石垣山のPRとして一定の効果があつたものと理解している。 これまで、「ブラタモリ」や「日本最強の城スペシャル」など、テレビ番組で本市の歴史資産が取り上げられたが、大きなPR効果が期待できることから、番組取材には学芸員を始め積極的に協力してきたところである。 こうした取材対応を通じて、史跡石垣山等についての理解を深め、対外的にPRしていくことは、次世代への歴史資産の継承はもとより、本市の魅力の向上と地域の活性化にもつながることから、今後も積極的に対応していきたいと考えている。
誠新 池田 彩乃 委員	家庭教育の推進について	文化部長	家庭教育支援条例について、令和3年度、4年度を調査研究としているが、その調査の内容とはどのようなものか伺う。	令和3年度は、家庭教育支援条例を制定している各自治体の条例の内容や制定までの経緯のほか、子ども・子育て支援条例、子どもの権利に関する条例、子どもを虐待から守る条例など、他の子どもに関する条例の制定状況やその内容などについても調査をしているところである。 また、令和4年度については、同条例の制定においては、様々な観点から調査研究を進め、「こども家庭庁」の創設など、国の動向も見据えながら、本市における家庭教育支援のあり方について、さらに検討を進めていく。
		文化部長	家庭教育支援条例について、市民に対し、調査・アンケートを行ってきたのか伺う。	令和3年度に、未就学児の保護者と、市内の公立学校に通う小学5年生と中学2年生の保護者を対象に、「子育てや家庭教育への支援について」という項目を設けた「小田原市子どもの生活実態調査」を実施した。 質問の内容としては、「家庭教育の意味を知っていたか」、「家庭教育の充実のために必要なものは何か」などとなっており、その結果については、現在集計中である。
日本共産党 田中	家庭教育学級事業の目的について	文化部長	家庭教育学級事業の目的について伺う。	家庭教育学級事業は、子ども達の健やかな育ちのために、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に係る学びの場を提供することを目的としている。 具体的な事業としては、保護者を対象に、PTA等が企画し、講師を招く家庭教育学級と、市主催で家庭教育に関心のある市民を対象に開催する家庭教育講演会を行っており、家庭教育の重要性の啓発に努めているところである。
		文化部長	家庭教育学級事業の目的は達成できていると評価しているのか伺う。	家庭教育学級は、コロナ禍に見舞われた令和2年度及び3年度を除くと、毎年40件前後開催され、概ね2千人の保護者等が参加している。 家庭教育講演会は、年に1回程度開催し、毎年30～70人程度が参加している。 毎年多くの方に御参加いただき、講座内容についても、多くの保護者から好評を得ていることから、家庭教育の重要性の啓発という目的は達成できているものと考えている。
利恵子 委員	家庭教育学級事業の状況について	文化市長	家庭教育学級事業に対し、市長はどう評価しているのか伺う。	令和3年度家庭教育学級の参加者からは、「自分の子育てを顧みるよいきっかけとなった」「親子で貴重な体験を共有することができた」等の感想をいただいた。 さらに、令和3年度家庭教育講演会では、「今回のような内容を学ぶことはとても大切であり、価値のある内容であった」「ぜひ今後もこのような講演会を開催して欲しい」等の感想をいただいております、有意義な講座を開催できているものと考えている。
	（仮称）家庭教育支援条例に関連することについて	文化部長	家庭教育支援条例の内容はこれまで市が行ってきた家庭教育学級事業を活かすことを視野に入れているのか伺う。	家庭教育支援条例の主旨は、地域社会や行政、学校、事業者等が家庭の支えとなり、社会全体で子育てや家庭教育を支援しようということを考えている。 現在行っている家庭教育学級事業は、保護者に対する家庭教育に関する学習機会の提供であることから、家庭教育支援条例で想定している行政の役割の一端を担うものと考えている。

## 令和3年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市城内 おだわら学習帳配布 実行委員会	おだわら学習帳 おだわらぬりえ	約 1,120,000 円	4歳児及び全児童の学習用として
2	匿名	古文書ほか 15 件 395 点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
3	南足柄市和田河原 田口 勝啓	鑿 1 件 3 点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
4	藤沢市善行 野中 美久	古写真ほか 2 件 13 点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
5	匿名	水筒（戦時下資料） 1 件 1 点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
6	小田原市本町 三の丸小学校PTA 会長 竹田 将俊	空気清浄機 一輪車スタンド	約 778,000 円	三の丸小学校の備品として
7	藤沢市藤沢 (株)伊藤建設 代表取締役 伊藤 正太郎	絵本「しらすどん」	47,740 円	市立小学校及び幼稚園の図書として
8	秦野市平沢 今井 しょうこ	書籍「マンガでわかる考古遺跡 発掘ワーク・マニュアル」	23,100 円	市立中学校等の図書として
9	東京都港区赤坂 富士フィルム株式会社 メディカルシステム事業部 統括マネージャー 阿部 洋史	HydroAG+アルコールシート（クロス）・専用ボトル 手指消毒薬用ハンドジェル	5,740,350 円	全中学校の感染症対策として
10	小田原市曾我大沢 曾我小学校PTA	200 万画素 WEB カメラ	67,660 円	曾我小学校の備品として

11	箱根町元箱根 岡本 光代	廣本了「黒衣」油彩画	約 400,000 円	郷土文化館の展示・研究資料として
12	匿名	ラミネーター ラミネーターフィルム	不明	下中幼稚園の備品として
13	小田原市寿町 小田原ロータリークラブ 会長 加藤 芳雄	園児向け図書	10,000 円	市立幼稚園の図書として
14	小田原市栄町 小田原市建築事業協同組合 代表理事 加藤 諭	木製食器（桜及び樺）	約 1,000,000 円	小学校の給食用食器として
15	小田原市田島 柏木 裕二	ポータブル蓄音器（昭和 10 年代）ほか 計 3 件 11 点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
16	小田原市早川 青木 敏則	出征旗	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
17	小田原市米神 ねこまえプロジェクト 鈴木日向子 佐々木和奏	書籍「猫と暮らす前に読む絵本『ぼくわからないよ』」	不明	市立小学校等の図書として
18	小田原市酒匂 相模人形芝居 下中座 代表 林美禰子	昭和女子大学光葉博物館特別展「相模人形芝居の世界」図録	不明	市立小学校の図書として
19	小田原市中曾根 小田原市立東富水幼稚園 令和3年度保護者と教師の会 保護者代表 新藤茜	トランポリン バランスー スクリーン	77,585 円	東富水幼稚園の備品として
20	小田原市矢作 小田原市立矢作幼稚園 保護者と教師の会 会長 宇都宮麻衣子	ソフト積み木 得点板 図書	34,142 円	矢作幼稚園の備品等として
21	小田原市酒匂 小田原市立酒匂幼稚園 令和3年度保護者と教師の会 会長 小野自由里	ブロックカー	25,000 円	酒匂幼稚園の備品として
22	東京都品川区 小澤 真里	書籍「北条五代の娘たち 姫君たちの足跡を追って」	8,470 円	市立中学校の図書として

23	小田原市久野 下田 洋二	菊皿	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
24	匿名	瓦塔	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
25	小田原市荻窪 酒匂川水系保全協議会 会長 守屋 輝彦	森里川海ふるさと絵本 「みんなの さかわがわ」	不明	市立小学校の図書として
26	匿名	リブロック 除菌ボックス	43,100 円	下中幼稚園の備品として
27	匿名	ジャノメマシン 396 型 FD	49,995 円	山王小学校の備品として

現金

	寄 付 者	寄付金額	寄付目的	使途先
1	小田原市浜町 波多野 明夫	10,000 円	新玉小学校の図書充実のため	新玉小学校
2	小田原市本町 小田原松風ライオンズクラブ 会長 矢嶋 義巳	100,000 円	生理用品購入費として	市立小中学校
3	東京都練馬区 斎藤 由則	50,000 円	奨学基金積立金として	奨学基金積立金

事務担当  
教育総務課 総務係  
電話：33-1671

## 令和3年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 令和3年(2021年)10月1日～令和4年(2022年)3月31日

種 別	所 属 職 名	傷 病 名	災 害 発 生 状 況
公務	学校安全課 (学校給食センター) 主事	左肩関節部挫傷	【受傷日時 令和3年10月25日 2時30分頃】 給食配送用コンテナの内部洗浄をするため、両面の扉が開いた状態のコンテナを職員が後ろから押して移動させていた際に、観音開きになるコンテナの扉で、コンテナの左側を歩いていた職員が見えず、勢いがついたコンテナの扉が反動で左肩にあたり負傷した。
公務	教育総務課 副課長	右肋骨骨折	【受傷日時 令和3年11月15日 9時15分頃】 庁舎外の施設に、公用車を駐車し、車内の荷室の荷物を取り出す際に、手が届かず後部座席のヘッドレストに右胸部を支点に両脚が浮き態勢を崩した際に負傷した。
公務	学校安全課 (学校給食センター) 技能主査	両膝挫傷、右肩挫傷	【受傷日時 令和3年12月9日 10時25分頃】 調理場で容器を持って移動中に眩暈が生じ、転倒した際に頭部を強打したほか、額と右膝を負傷、両膝も痛みが生じた。

事務担当

教育総務課 総務係

電話：33-1671